

組合員のみなさまへ

所得税の確定申告書の確認及び書類の保管のお願い

まもなく平成 25 年分の所得税の確定申告書の受付が始まりますが、被扶養者の認定を受ける場合並びに被扶養者の資格調査にあたりまして、営業所得・不動産所得・農業所得等の収入がある者の場合は、収入額の確認書類として確定申告書の写し及び収支内訳書等の写し（諸経費を明確に確認できる書類）の提出が必要となりますので、書類を大切に保管していただけますようお願いいたします。

なお、被扶養者の所得の金額の算定は、課税上の所得の金額に関係なく、総収入金額(事業所得、不動産所得等で、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費の実額を控除した額)によるものとされておりますので、今回の確定申告において年間所得が被扶養者の認定基準額を超えた場合には、速やかに被扶養者の取消しの手続きを行っていただけますようお願い申し上げます。

【共済組合が必要経費として認めている経費】

は認める経費、×は認めない経費

科目	一般事業所得	不動産所得	科目	農業所得
売上原価		×	雇人費	
給料賃金			小作料・賃借料	
外注工賃		×	減価償却費	×
減価償却費	×	×	貸倒金	×
貸倒金	×	×	利子割引料	×
地代家賃			租税公課	×
利子割引料	×	×	種苗費	
租税公課	×	×	素畜費	
荷造運賃	×	×	肥料費	
水道光熱費		×	飼料費	
旅費交通費	×	×	農具費	
通信費	×	×	農薬衛生費	
広告宣伝費	×	×	諸材料費	
接待交際費	×	×	修繕費	
損害保険料	×	×	動力光熱費	
修繕費			作業用衣料費	×
消耗品費		×	農業共済年金	×
福利厚生費	×	×	荷造運賃手数料	×
雑費	×	×	土地改良費	×
			雑費	×

年間所得が認定基準額の 130 万円（60 歳以上の公的年金等の受給者又は障害を支給事由とする年金受給者にあっては 180 万円）以上となった場合は、被扶養者の資格を欠くこととなります。さかのぼって、被扶養者の資格を取消すことのないよう被扶養者の収入について引き続きご留意いただけますようご理解ご協力をお願いいたします。

担 当:年金課 資格担当
T E L :055 -232 -7311